



確 認 事 項

法務省刑国第339号
外総治協第1号
平成29年7月20日

法務省刑事局国際課長

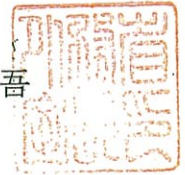
山 内 由 光



外務省総合外交政策局

国際安全・治安対策協力室長

宮 本 新 吾



外務省国際法局条約課長

中 村 仁 威



国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（以下「条約」という。）の締結に関し、条約第18条13の規定を実施するため（条約第13条3において準用する場合を含む。）、同条にいう「中央当局」として法務大臣及び法務大臣が指定する者を指定したところ、条約に基づいて我が国が他の締約国からの法律上の相互援助等の要請を受領する場合における法務省と外務省との関係について、法務省及び外務省は、下記のとおり確認する。

記

1. 条約第18条又は第13条に基づき、他の締約国から法律上の相互援助等の要請を受領した場合には、法務省は、当該要請に当たり当該他の締約国が通報してきた次の事項を、外務省に対し速やかに通報するものとする。ただ

し、法務省は、外務省に通報できない事情が存すると判断した場合には、その旨を外務省に説明して、外務省と協議するものとする。

- (1) 要請を行う当局
- (2) 要請に係る捜査、訴追又は司法手続の対象及びその性質
- (3) 要請に係る捜査、訴追又は司法手続を行う当局の名称及び任務
- (4) 関連する事実の概要
- (5) 要請する援助についての記載及び要請を行った締約国がとられることを希望する特別の手続の詳細
- (6) 証拠、情報又は措置が求められる目的

2. 外務省は、本確認事項1. にいう法律上の相互援助等の要請に関し、同省の所掌事務に関し必要と認める場合には、法務省に対し意見を述べることができる。

3. 我が国による法律上の相互援助等の要請の実施又は不実施が外交関係に影響を及ぼすことがあること等に鑑み、法務省は、国際捜査共助等に関する法律又は本確認事項に基づき外務省が述べた意見と異なる措置をとる場合は、外務省と協議するものとする。

4. 外務省は、法律上の相互援助等においては迅速性が極めて重要であることに鑑み、法務省が行う法律上の相互援助等の要請の実施に係る支援その他の条約の実施に係る事務を速やかに行うものとする。

